

第20号議案

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(加東市税条例の一部改正)

第1条 加東市税条例（平成18年加東市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
<u>（督促手数料）</u> <u>第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u>	<u>第21条及び第22条 削除</u>

第22条 削除

(加東市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第2条 加東市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例（平成18年加東市条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 前	改 正 後
加東市税外収入金に係る <u>督促手数料及び延滞金徴収条例</u> (趣旨)	加東市税外収入金に係る延滞金徴収条例 (趣旨)
第1条 この条例は、別に定めるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第2項の規定に基づき、 <u>分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の税外収入金（以下「税外収入金」という。）の督促に係る手数料及び延滞金の徴収</u> に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、別に定めるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第2項の規定に基づき、 <u>分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の税外収入金（以下「税外収入金」という。）の延滞金の徴収</u> に関し必要な事項を定めるものとする。
<u>(督促手数料)</u>	
第2条 <u>税外収入金の納付について督促状を発したときは、督促手数料として1通につき100円を徴収するものとする。</u>	第2条 <u>削除</u>

(加東市介護保険条例の一部改正)

第3条 加東市介護保険条例（平成18年加東市条例第127号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
<u>(保険料の督促手数料)</u>	

第12条 <u>保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。</u>	第12条 <u>削除</u>
---	----------------

(加東市下水道事業受益者負担金条例の一部改正)

第4条 加東市下水道事業受益者負担金条例（平成18年加東市条例第163号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
<u>(負担金の督促手数料)</u> 第11条 <u>負担金の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。</u>	第11条 <u>削除</u>

(加東市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第5条 加東市後期高齢者医療に関する条例（平成20年加東市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
<u>(保険料の督促手数料)</u> 第5条 <u>保険料の督促手数料は、督促状1通について、100円とする。</u>	第5条 <u>削除</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(加東市税条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に発せられた督促状に係る督促手数料については、第1条の規定による改正後の加東

市税条例第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(加東市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日前に発せられた督促状に係る督促手数料については、第2条の規定による改正後の加東市税外収入金に係る延滞金徴収条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(加東市介護保険条例の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日前に発せられた督促状に係る督促手数料については、第3条の規定による改正後の加東市介護保険条例第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(加東市下水道事業受益者負担金条例の一部改正に伴う経過措置)

5 施行日前に発せられた督促状に係る督促手数料については、第4条の規定による改正後の加東市下水道事業受益者負担金条例第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(加東市後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 施行日前に発せられた督促状に係る督促手数料については、第5条の規定による改正後の加東市後期高齢者医療に関する条例第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第20号議案 要旨

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定（要旨）

1 制定理由

市債権の督促に係る手数料を廃止することに伴い、関係規定を整備するため、所要の改正を行うものである。

2 制定内容

(1) 加東市税条例の一部改正（第1条関係）

市税の督促手数料に係る規定を削ること。（第21条）

(2) 加東市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正（第2条関係）

ア 税外収入金の督促手数料に係る規定を削ること。（第2条）

イ 督促手数料の廃止に伴い所要の文言整理をすること。（題名及び第1条）

(3) 加東市介護保険条例の一部改正（第3条関係）

保険料の督促手数料に係る規定を削ること。（第12条）

(4) 加東市下水道事業受益者負担金条例の一部改正（第4条関係）

負担金の督促手数料に係る規定を削ること。（第11条）

(5) 加東市後期高齢者医療に関する条例の一部改正（第5条関係）

保険料の督促手数料に係る規定を削ること。（第5条）

3 施行期日 令和7年4月1日